

令和5年度 5月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月8日(月)午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	21番	副島 幸満	出席
8番	鷺崎 和志	出席	22番	牛島 和昭	出席
9番	尊田 信明	出席	23番	田中 節士	出席
10番	馬郡 文男	出席			
11番	山内 しげ子	出席			
12番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (7件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について (2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)

議案第4号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について (1件)

議案第5号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について (41件)

議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他の事務の実施状況の公表について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和5年5月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は18名、欠席の連絡はあっておりませんが、3名の委員さんが来られておりませんが、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。まだ見えられてない委員さんが〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんとなっております。

会長よりお願いします。

会長

皆さん、おはようございます。

いよいよ麦の収穫の季節になって来ました。各共乾の掃除も終わり収穫の準備も済んでいると思われまふ。しかし、先日来の雨のため大麦の収穫が遅くなり今後の天候が気になるところです。農作業は安全に気をつけて事故の無いようお願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第6号 | 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について |

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	7件	面積	19,807㎡
------	----	----	---------

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

4月27日に〇〇委員さん、事務局の4名で現地確認を行いました。申請地は11㎡と凄く狭い所ですが、譲受人の〇〇さんが以前より手入れされてあった土地で何ら問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請についてですが、私が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参加することができない議事参与の制限により退室いたしますので、議事進行を副会長にお願いします。

〇〇委員

退席

(退室後)

議長（副会長）

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月27日に地区担当委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。

申請地は以前より耕作放棄され草が生い茂っている状態でしたので、誰か耕作して下さる方はいないかと長年探していたところ今年やっと会長に耕作して頂くことになりました。特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

今まで荒れていた農地なので単価的には妥当かと思えます。委員さんの中でもこうい

う荒れた農地を買ってもらい管理して頂ければ良い事だと思います。ただ一つ、譲渡人さんには残り農地が一反二畝程ありますが、そこも荒れているのでしょうか。

〇〇委員

耕作放棄してありますので荒れています。少しでも解消していければ良いかなと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員 入室

議長（会長）

今回の案件は複雑な事情があり、初めてのことばかりで事務局にもお骨折り頂きありがとうございました。

続きまして、議案第2号1、議案第2号2農地法5条の事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1、議案第2号2農地転用許可後の事業計画変更申請について当初計画者、事業継承者の住所、氏名、当初計画内容、事業継承者、事業計画変更の理由、妥当性、やむを得ない理由等の変更審査内容、変更後の計画内容を説明する。

事務局

補足説明

議 長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

備考欄に転用許可後に所有権移転登記済み工事未着工とありますが、工事はしなくて

も登記は出来るものですか。事務所を建てるとして宅地に変更されている、そういう事例もあるようですが、農業委員会としてチェックは出来ないものですか。

事務局

皆さんが審議してくださっている5条は、譲渡人から譲受人への変更は許可になった場合、許可証をもって建物が建たなくても所有権の変更はできます。未着工が問題だと思いますが、許可書には申請の条件として転用を行うこと、完了したら完了報告書を提出する事となっています。完了報告書については、事務局も催促しながら提出して頂いております。計画と違えば元に戻すようなこともないことはありませんが、建物の位置が若干ずれた等農地に影響がなければそのまま行きます。相当対応が違う場合は審議をしながら指導を行う事になります。特に建物については建築基準法などの許可がありますし、面積が大きくなれば開発行為の規制があったりします。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1、議案第2号2について事業計画の変更承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1、議案第2号2については、申請どおり変更承認することに支障ない旨の意見を付して町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

4月27日に現地確認を行いました。事務局からの説明どおりで数年前に許可はとられています。今回変更申請をされていますが、許可にならなければ放棄地として周りから苦情が来るのではと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請についてですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月27日に現地確認を行いました。19ページをご覧頂きますと申請地は農道と宅地に挟まれた所です。登記簿上の地目は田です。申請地の東側に宅地が立っており現ここに申請人は住んでおられると思いますが、申請地自体がもうすでに盛土され駐車場みたいになっております。周りに対して何ら問題はないかと思われませんが、申請前に盛土等されておりますので始末書を添付されています。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月27日に事務局、地区担当委員3名にて現地確認を行いました。申請地についてはおそらく土地改良が行なわれた際に張り付けられた土地だと思えます。面積的にも23㎡と少なく隣接地も貸付人の土地であり何ら問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月27日に事務局2名と地区担当委員3名で現地確認を行いました。申請地は分かりづらいかと思いますが24ページの申請地を西に行ったら白壁共乾、北へ上ると昔杉土居の一部だった所です。元々は畑でしたがそこを低くして今は住宅が立ち並んでいます。雨水は干拓川に流し道路の下に汚水は流すようになっています。ここは農地に悪影響を及ぼすことはないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号1農地法第4条及び第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農地法第4条及び第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、申請人・譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図、追認による理由などを説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

4月27日に事務局、地区担当委員2名で現地確認を行いました。

ここは事務局の説明どおり既に埋めてあり、小屋も立っています。何か月前は両隣が揉めたみたいですが、今回隣地との協議が整ったための申請です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 41件 所有権移転 0件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号37番は経営面積の記載もなく新規就農者さんでアスパラをハウス栽培されるみたいですが、何日か前に農林課より施設栽培の場合は畑地化対策事業というものがあり地主さんと借人さんで話合いの上行って下さいとなっていますがその辺分かれてあるのでしょうか。

事務局

〇〇委員の言われましたように、今回の借受人さんは新規就農者の方でアスパラ栽培を令和5年中に初められる予定で、その上での利用権申請です。畑地化対策事業については借受人さんが新規就農者なので農林課にて受付をしておりますので確認をしたいと思います。また申請地について元々借受人の親族の土地なので将来的なことを含め確認をしたいと思います。

〇〇委員

分かりました。ともう一つ申請番号30番は久留米市城島町芦塚にお住まいの方が耕作されておりますが、経営面積が福岡県の場合は出てこないもので、分かれば参考に久留米でいくら耕作されているか書いて頂きたいと思います。

事務局

農地の場所につきましては、南島になり久留米市とみやき町の隣接したところになります。当事者間の合意のもとで他県の分については割愛させていただきます。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について、農業委員会における実績及び点検・評価の内容について

説明

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について、承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号は、提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 農業委員等の最適化活動の点検・評価について
2. 最適化活動打ち合わせについて

議 長

6月の総会は、6月5日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、6月5日(月)実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は5月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで5月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷲崎 和志

議事録署名人 2番

議事録署名人 3番